

2 県協号外  
令和 3 年（2021 年） 2 月 17 日

県内 N P O 法人代表者 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部  
本部長 阿 部 守 一

### 全圏域の感染警戒レベルの引き下げについて（依頼）

全県における直近 1 週間（2 月 9 日～15 日）の人口 10 万人当たりの新規陽性者数は 0.44 人と、全県の感染警戒レベル 2 の基準である 1.0 人を下回っています。

このため、全圏域の感染警戒レベルを 1 に引き下げることが決定しました。

つきましては、別添のメッセージについて、御承知いただくとともに、引き続き、貴組織における感染防止対策に万全を期してください。

また、関連する情報は、県ホームページに掲載していますので参考にしてください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kyodo/coronavirus.html>

担 当	県民文化部県民協働課協働・N P O 係 保科千丈（課長） 菅沼 淳（担当）
電 話	026-235-7189（直通）
F A X	026-235-7258
E メール	kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp

## 全圏域の感染警戒レベルを1に引き下げます

県内の感染状況が落ち着いたことから、「新型コロナウイルス注意報」を解除し、全圏域の感染警戒レベルを1に引き下げます。

### 1 趣旨

県内においては、新規陽性者が確認されない日が4日間(2月10日～13日)継続するなど、感染の状況は落ち着いており、直近1週間(2月9日～15日)の人口10万人当たりの新規陽性者数は0.44人と、全県の感染警戒レベル2の基準である1.0人を下回っています。

このため、「新型コロナウイルス注意報」を解除し、全圏域の感染警戒レベルを1に引き下げます。

### 2 県民及び事業者の皆様へのお願い

未だ緊急事態宣言が発出されている地域もあり、今後、長野県にも影響が及んでくる可能性もありますので、県民及び事業者の皆様は、引き続き感染防止に十分注意していただくとともに、特に次の3点を遵守してください。

- 1 緊急事態宣言が発出されている地域(特定都道府県)との往来は控えてください。  
(特措法第24条第9項)
- 2 会食(自宅や職場等も含む。)の際は感染防止に十分注意してください。  
普段会わない方との会食は特に注意してください。
- 3 人との距離の確保やマスク着用、手指消毒等、基本的な対策を改めて徹底してください。高齢者や基礎疾患のある方は特に留意してください。

※ 全圏域がレベル1となるのは、昨年11月3日以来となります。

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

長野県 危機管理部  
消防課 新型コロナウイルス感染症対策室  
(室長) 前沢直隆 (担当) 湯沢秀保  
電話 026-232-0111 (内線 4705)  
FAX 026-233-4332